

「いじめ防止について」

校長 清水 晶子

いじめ防止については、中央区立有馬小学校いじめ防止基本方針、平成27年3月27日にお示ししているところでございます。

いじめ問題への学校の努力義務や措置等について平成25年6月にいじめ防止対策推進法が制定され、第2条において、いじめについて以下のように定義されました。

いじめの定義（第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

以上のことから、個々の行為が「いじめに」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って対応します。

以下のようないじめの様態が学校で見られた場合は、当該行為の対象となった児童に聞き取り、対応をいたします。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめは早期の対応が大切です。ご家庭においてもお子様の様子から気がかりなことがございましたら学校にご連絡ください。